

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
岩手県	奥州市	平成 27 年度～令和元年度	平成 27 年度～令和元年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※ 1) (令和 年度)	目標 (割合※ 1) (令和 年度) A	実績 (割合※ 1) (令和 年度) B	実績/目 標※ 2
排出量				
事業系 総排出量	t	t (%)	t (%)	%
1 事業所当たりの排出量	t	t (%)	t (%)	%
生活系 総排出量	t	t (%)	t (%)	%
1 人当たりの排出量	kg/人	kg/人 (%)	kg/人 (%)	%
合 計 事業系生活系総排出量合計	t	t (%)	t (%)	%
再生利用量				
直接資源化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
総資源化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	t (%)	t (%)	t (%)

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合を記載。

※ 2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成27 年度)	目 標 (令和元年度) A	実 績 (令和元年度) B	実績/目 標※ 3
総人口	121,659 人	113,960 人	115,365 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 52,892 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 43.5 %	53,692 人 47.1%	54,719 人 47.4%	228.4 % 108.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 19,549 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 16.1 %	17,586 人 15.4%	17,845 人 15.5%	86.8 % 85.7 %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 20,173 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 16.6 %	22,794 人 20.0%	19,848 人 17.2%	-12.4 % 17.6%
未処理人口	汚水衛生未処理人口 29,045 人	19,888 人	22,953 人	66.5%

※ 3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの						
処理体制の構築、変更に関するもの						
処理施設の整備に関するもの		浄化槽設置整備事業	奥州市	浄化槽設置整備事業では、公共下水道の事業計画区域外の浄化槽設置に対し、その一部費用を市が補助する。	平成 27 年度～令和元年度	総事業費 41,786 千円 総交付基本額 40,052 千円 総交付額 13,379 千円 交付対象基数 102 基
		浄化槽市町村整備推進事業		浄化槽市町村整備推進事業では、個別処理区域（公共下水道、農業集落排水及びコミュニティプラントを除く区域）に市が浄化槽を設置する。		総事業費 478,647 千円 総交付基本額 478,647 千円 総交付額 159,067 千円 交付対象基数 485 基
施設整備に係る計画支援に関するもの						
その他						

3 目標の達成状況に関する評価

当初計画は交付対象基数 710 基（汚水衛生処理人口 22,794 人、普及率 20.0%）に対し、平成 27 年度から令和元年度までの実績は交付対象基数 587 基（汚水衛生処理人口 19,848 人、普及率 17.2%）であり目標は達成されなかった。

目標が達成されなかった要因として、経済情勢の悪化に伴い、資金面の都合から合併浄化槽への申請が低調になったこと。また総人口減少に伴い、合併浄化槽の汚水衛生処理人口が減少したことが考えられる。

しかしながら、着実に普及を進める必要があることから、今後についても循環型社会形成推進交付金を活用し、個別処理区域（公共下水道、農業集落排水及びコミュニティプラントを除く区域）の市民を対象に汲み取り便所から合併浄化槽への転換を推奨し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を進めることとしたい。

（都道府県知事の所見）

合併処理浄化槽の普及実績については、汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の目標値を下回っている。

しかしながら、総人口の減少に伴う浄化槽の汚水衛生処理人口より未処理人口が減少していることから、概ね計画的な整備が行われた結果として、着実な汚水処理人口普及率の向上がみられ、本計画による施策が浄化槽の普及促進に寄与したことが認められる。

奥州市では既に新規計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定したところであり、今後も引続き循環型社会形成推進交付金等を活用しながら浄化槽の更なる普及に努められたい。

県においても、その手法等について必要に応じて支援していくこととしたい。